

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収又は記録の管理に関する事務であって主務省令で定める事業 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種に関する記録を作成し、保存に関する事務 3 予防接種の実費の徴収に関する事務 4 予防接種による健康被害救済に関する事務 5 新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。
③システムの名称	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表14の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29の項 ②情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御前崎市役所 健康福祉部 健康づくり課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1123
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御前崎市役所 健康福祉部 健康づくり課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1123
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	--	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
----------------------------------	--	--

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------------	--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手)

[]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、情報照会を行う際には、4情報による照会を行うことを厳守している。 また、健康増進事業に関する事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う情報システムの管理を扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している為、対策は十分であると考え。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月30日	5.評価実施機関における担当 部署①部署	市民部 国保健康課	市民部健康づくり課	事後	
平成28年8月30日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	国保健康課長 長尾智生	健康づくり課長 澤部三千代	事後	
平成28年8月30日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求_請求先	御前崎市役所 市民部 国保健康課	御前崎市役所 市民部 健康づくり課 0537-85-1123	事後	
平成28年8月30日	8.特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ先_連 絡先	御前崎市役所 市民部 国保健康課	御前崎市役所 市民部 健康づくり課 0537-85-1123	事後	
平成28年8月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人 数の時点計数日	平成28年6月24日時点	平成28年8月30日時点	事後	
平成28年8月30日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者 数の時点計数日	平成28年6月24日時点	平成28年8月30日時点	事後	
平成30年3月23日	5.評価実施機関における担当 部署①部署	市民部健康づくり課	健康福祉部健康づくり課	事後	
平成30年3月23日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	健康づくり課長 澤部三千代	健康づくり課長 阿形正巳	事前	
平成30年3月23日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求_請求先	御前崎市役所 市民部 健康づくり課	御前崎市役所 健康福祉部 健康づくり課	事後	
平成30年3月23日	8.特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ先_連 絡先	御前崎市役所 市民部 健康づくり課	御前崎市役所 健康福祉部 健康づくり課	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人 数の時点計数日	平成28年8月30日時点	平成30年3月23日時点	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者 数の時点計数日	平成28年8月30日時点	平成30年3月23日時点	事後	
平成31年3月29日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	健康づくり課長 阿形正巳	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数の時点計数日	平成30年3月23日時点	平成31年3月29日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	平成30年3月23日時点	平成31年3月29日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳリスク対策(全項目)	(様式変更に伴う新規制定)	(様式変更に伴う新規制定)	事後	
令和2年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数の時点計数日	平成31年3月29日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和2年7月31日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	平成31年3月29日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②	①番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠）第16-2項、第17項、第18項、第19項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠）第13条	①番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠）第16-2項、第17項、第18項、第19項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠）第13条	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	I-1-②	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収又は記録の管理に関する事務であって主務省令で定める事業 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、特定個人情報情報を次の事務で取り扱う 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種に関する記録を作成し、保存に関する事務 3 予防接種の実費の徴収に関する事務 4 予防接種による健康被害救済に関する事務	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収又は記録の管理に関する事務であって主務省令で定める事業 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、特定個人情報情報を次の事務で取り扱う 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種に関する記録を作成し、保存に関する事務 3 予防接種の実費の徴収に関する事務 4 予防接種による健康被害救済に関する事務 5 新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年2月28日	I-1-③	健康管理システム「健康かるて」: 予防接種	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年2月28日	I-2	予防接種ファイル	1 予防接種ファイル 2 宛名ファイル	事後	
令和4年2月28日	I-3	①番号法 第9条第1項、別表第一 10項 ②番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	①番号法 第9条第1項 別表第一 10項 ②番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ③番号法 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録を用いた情報提供・照会のみ) ④番号法 第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	I -4-②	①番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠）第16-2項、第17項、第18項、第19項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠）第13条	①情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の16の2項、第17項、第18項、第19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ②情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の16の2項、16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	事後	
令和4年2月28日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数の時点計数日	令和2年7月31日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月28日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	令和2年7月31日時点	令和4年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月17日	I-1-②	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収又は記録の管理に関する事務であって主務省令で定める事業 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種に関する記録を作成し、保存に関する事務 3 予防接種の実費の徴収に関する事務 4 予防接種による健康被害救済に関する事務 5 新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収又は記録の管理に関する事務であって主務省令で定める事業 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種に関する記録を作成し、保存に関する事務 3 予防接種の実費の徴収に関する事務 4 予防接種による健康被害救済に関する事務 5 新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。	事後	予防接種証明書のコンビニ交付に伴う変更
令和4年8月17日	I-1-③	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS) 5 コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	予防接種証明書のコンビニ交付に伴う変更
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目1.対象人数の時点計数日	令和4年2月1日時点	令和4年8月17日時点	事後	予防接種証明書のコンビニ交付に伴う変更
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	令和4年2月1日時点	令和4年8月17日時点	事後	予防接種証明書のコンビニ交付に伴う変更
令和5年9月12日	IIしきい値判断項目1.対象人数の時点計数日	令和4年8月17日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月12日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	令和4年8月17日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数の時点計数日	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収又は記録の管理に関する事務であって主務省令で定める事業 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、特定個人情報情報を次の事務で取り扱う 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種に関する記録を作成し、保存に関する事務 3 予防接種の実費の徴収に関する事務 4 予防接種による健康被害救済に関する事務 5 新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収又は記録の管理に関する事務であって主務省令で定める事業 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、特定個人情報情報を次の事務で取り扱う 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種に関する記録を作成し、保存に関する事務 3 予防接種の実費の徴収に関する事務 4 予防接種による健康被害救済に関する事務 5 新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了に伴う変更
令和7年1月24日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS) 5 コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法 第9条第1項 別表第一 10項 ②番号法 別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第10条 ③番号法 第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク チン接種記録を用いた情報提供・照会のみ) ④番号法 第19条第6号(委託先への提供)	①番号法第9条第1項 別表14の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令 第10条	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	①情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の16の2項、第 17項、第18項、第19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、 第13条、第13条の2 ②情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の16の2項、16 の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第12条の2	①情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 25、27、28、29の項 ②情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 25、26の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月24日	IV-8人手を介在させる作業	—	IV-8人手を介在させる作業を追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	IV-11最も優先度が高いと考 えられる対策	—	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策を追 加	事後	新様式に伴う変更